

生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付事業

平成22年8月

社会・援護局地域福祉課(宮本 真司課長)

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策中目標1-1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県社会福祉協議会

(2) 概要

要保護者に対し、当該不動産を担保に生活資金の貸付を行う。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

- これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本貸付制度の利用が拡大することにより、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続が防止され、社会的不公平の是正に資するとともに、生活保護制度の適用に優先して、自助努力としての資産の活用が図られ、生活保護費の抑制に資することが見込まれる。制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められるため（平成19年度：135件、平成20年度367件）、引き続き本事業を実施していく。

（事後評価において特に留意が必要な事項）

貸付限度額は、担保に供される不動産の評価価額から求められることから、個々のケースにおける生活保護費の抑制額は、当該不動産の評価価額によっても変動することに留意する必要がある。

(2) 効率性の評価

・手段の適正性

本貸付制度は、国、都道府県及び都道府県及び都道府県社会福祉協議会の適切な役割分担の下で効率的な制度運営を行い、自助努力としての資産の活用及び扶養義務を果たさない者に対する不動産相続の防止を図り、もって社会的不公平の是正に資するものであることから、手段として適正であるため、引き続き本事業を実施していく。

・費用と効果の関係に関する評価

要保護者に対する毎月の貸付額は、生活保護制度にいう最低生活費程度の額を想定しているため、過剰な貸付を防止する効果が見込まれる。また、要保護者が所有する居住用不動産を担保に生活資金を貸し付けるため、要保護者の死亡後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権を回収することができ、結果として生活保護費の抑制に資する。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

本貸付制度の要件を満たす被生活保護世帯については、生活保護における他法他施策活用の観点から、適切に利用へつなげていく必要がある。

(3) 政策等への反映の方向性

制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められ、生活保護費の抑制に資すると見込まれるため、所要の予算を要求していく

(概算要求額：未定)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	貸付決定件数(件) (前年度以上/毎年度)	—	—	135	367	集計中
	達成率	—%	—%	—%	271.9%	—%
2	貸付決定金額(円) (前年度以上/毎年度)	—	—	1,007,589	2,494,636	集計中
	達成率	—%	—%	—%	247.6%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・参考資料「生活福祉資金貸付実施状況等調査（厚生労働省社会・援護局地域福祉課）」						